

# とくしま移住サポート企業に関する協定書

徳島県（以下、「甲」という。）と株式会社Miracle（以下、「乙」という。）とは、本県へ関心を持ち、移住及び交流を希望する「とくしまで住み隊会員」（以下、「会員」という。）に対し、創意工夫に満ちた「おもてなし」を提供するため、この協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、多くの方に本県への移住を検討する「きっかけ」を作るとともに、会員に対し、移住前から移住後まで切れ目のない「おもてなし」を提供することで、本県への移住及び交流を促進することを目的とする。

## （特典サービスの提供）

第2条 乙は、会員証を提示した会員に対し、「とくしま移住サポート企業申請書」に記載された特典サービスを提供する。

## （情報提供）

第3条 甲は、乙に対し、乙が会員に特典サービスを提供するために必要となる情報を提供する。

## （情報発信）

第4条 甲は、会員に対し、乙から提供される特典サービスの内容について情報発信するとともに、協定の内容に関して県内外へ広く情報発信する。

## （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙が書面によりこの協定の解除の通知を行わないときは、有効期間の満了日の翌日から更に1年間、協定の有効期間を延長するものとし、以後、有効期間が満了したときも同様とする。

## （協定の解除）

第6条 甲は、乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるときは、この協定を解除することができる。

2 前項のほか、乙が甲の信頼を損なう行為を行ったと甲が認めるときは、甲は、この協定を解除することができる。

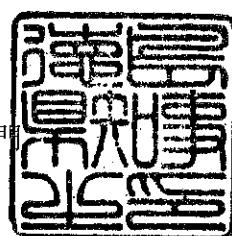
## （疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し必要な事項は、甲乙双方で協議の上、書面により定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年2月28日

甲 徳島県  
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



乙 徳島県阿南市富岡町今福寺49-10  
ミラビル2階  
株式会社Miracle  
代表取締役 村田 友樹

